

茨城県内に居住し千葉県内でクリニックを経営していた申立人について、茨城県内に自宅兼クリニックを新築するための土地を平成23年1月に購入し同年5月には着工予定であったこと、当該土地の線量が高かったため放射線検査や除染作業をおこなったこと等を考慮して、土地の放射線検査費用（平成23年8月分から平成25年9月分まで）及び除染費用（平成23年8月分から平成24年10月分まで）の7割、並びに線量計購入費用（平成23年10月分）の全額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 検査費用
- (2) 除染費用
- (3) ガイガーカウンター購入費用
- (4) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) について
自：平成23年8月29日
至：平成25年9月3日
- (2) について
自：平成23年8月11日
至：平成24年10月25日
- (3) について
平成23年10月

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金890,288円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 検査費用 金166,404円
- (2) 除染費用 金482,703円
- (3) ガイガーカウンター購入費用 金215,250円

(4) 本件和解仲介に関する弁護士費用 金25,931円

第3 支払方法

(省略)

第4 除染費用について

(1) 除染費用を裏付ける領収証等原本の授受

ア 申立人は、被申立人に対し、第1の1(2)記載の除染費用に関する下記(ア)ないし(ウ)の支払証明書等原本(以下、「本件支払証明書等」という。)を交付し、被申立人はこれを受領した。

(ア) ご利用明細(振込)

平成23年10月14日

A株式会社

(イ) ご利用明細(振込)

平成24年2月24日

A株式会社

(ウ) 支払証明書

承認日 令和3年3月10日

A株式会社

イ 被申立人は、本件支払証明書等上に、被申立人が申立人に対し本件支払証明書等記載の金額の合計額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人に対し、本件支払証明書等を返還する。

(2) 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1の1(2)記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

(3) 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1の1(2)記載の除染費用について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要あるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1の1記載の損害項目(第1の2記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年9月5日

（仲介委員 清水 貴行）